

中之島4丁目再生医療国際拠点検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 中之島4丁目における再生医療国際拠点の実現に向け、再生医療国際拠点検討協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(目的)

第2条 協議会は、中之島4丁目における再生医療国際拠点の実現に向け、産学官が連携し検討を実施するとともに、国等へ提案・要望することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は以下の各号に掲げる団体から選出された者をもって構成する。

- (1) 大阪府
- (2) 大阪市
- (3) 大阪商工会議所
- (4) 関西経済同友会
- (5) 関西経済連合会

2 協議会に座長を置き、協議会の構成員の互選により選任する。

3 座長は、検討を行うため特に必要があると認める者に、協議会への出席等必要な協力を依頼することができる。

4 協議会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

(守秘義務)

第4条 協議会の構成員及び前条第3項に規定する者は、その職務及び協議会の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、協議会が公表した情報については、この限りでない。

(協議会の公開等)

第5条 協議会は、原則として公開とし、協議会終了後すみやかに、協議会資料、協議会要旨に関して大阪市ホームページに掲載するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、構成員を代表して大阪市において処理する。

(雑則)

第7条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

2 この要綱の改正は、座長が協議会に諮って行う。

附 則

この要綱は、平成28年11月17日から施行する。